化学物質の室内濃度測定について

１　対象住宅

賃貸住宅、分譲住宅(協調型再開発事業において都市機構が取得する賃貸住宅を含むものとし、賃貸用特定分譲住宅及び特別借受賃貸住宅は除く)

２　測定方法等

1. 測定物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンとする。

1. 測定住戸数

建設中住宅の各工区うち戸数の1割(端数切り上げ)とする。住戸選定については各住戸タイプ毎とし、複数棟ある工区については、各棟から選定する。

1. 1住戸の測定居室数
2. 1測定住戸について2居室とする。(ワンルームタイプの場合、1居室)
3. 測定を行なう居室は、日照等が多いことその他の理由から、測定の対象となる物質の濃度が相対的に高いと見込まれる居室とする。(一般的には、南向きの居室、寝室、台所等が想定される。)
4. 測定方法及び測定機器等
5. 測定方法及び採取内容・採取条件については別紙1によるものとし、様式1へ記録し、その記録方法については別紙2の作成要領によるものとする。
6. 測定機器については別紙3による。なお、測定方法及び測定機器に関する問合せは、別紙3のとおりとし、測定機器販売事業者への問合せは厳に避けることとする。

３　測定の実施における業務

測定者は、建築工事受注者とし、監督員の指導により測定を行うこととする。

また、測定結果等の確認、等を監督員から受けることとする。

1. 受注者の業務

イ　上記2(4)により測定機器の選定発注(郵送先は都市機構監督員事務所とする。)

ロ　測定、及び測定後、検査機関へ機器を郵送(測定結果の郵送先も都市機構監督員事務所とする。)

ハ　測定物質の濃度以外の採取内容及び採取条件について、様式1へ記録し、監督員へ提出

(2) 監督員の業務

イ　測定住戸及び測定居室の選定

ロ　畳・襖工事受注者との工程調整

ハ　測定機器の受取及び受注者への配布

ニ　測定の立会い

ホ　採取内容及び採取条件記録の確認

へ　測定結果より化学物質の濃度を様式1に記録

ト　支社工務チームへ様式1を電子媒体にて提出

4 報告及び提出物

受注者は、様式1を、監督員の指示した日程までに、報告することとする。

また、監督員は、様式1を作成し、工務チームの指示した日程までに報告することとする。

以　上

別紙１

室内空気質測定方法等について

室内空気質測定について、その方法は住宅性能表示制度に基づく測定方法として認められているものであり、室内空気質測定を行う対象住宅において、その測定方法を以下の要領によることとする。

1　測定方法について

(1) 測定時期

建築工事が完了し、畳・襖が設置された後、点検確認日までの間とする。

(2) 測定機器の設置

測定を行う居室の中央付近の床から、1.2mから1.5mまでの高さにおいて、採取を行なう。

(3) 測定方法

①　30分間換気

住宅の全ての窓、全ての扉(住戸内収納の扉、キッチン吊戸棚の扉等も含む)を開放する。

②　5時間閉鎖

屋外に面する窓と扉を閉鎖(住戸内収納の扉、キッチン吊戸棚の扉等については開放したまま)。

③　測定時間

測定回数は1回。採取時間は、測定機器毎の定めによるが特に定めのない場合、24時間とする。なお、24時間未満の測定の場合、午後2時～3時を測定時間の中央とする。

なお、24時間常時小風量換気システムが設置されている場合、5時間閉鎖中も、測定中もシステムを稼動させることとする。(局所換気設備は稼動させない。)

2　採取内容及び採取条件の記録

採取において、住宅性能表示制度における「室内空気中の化学物質の濃度等」に定める採取内容・採取条件によるものとして、様式1に記録する。

以　上

別紙2

化学物質の室内濃度測定結果等報告書作成要領

化学物質の室内濃度測定結果等報告書(様式1)を作成するに当たっては、以下の内容に従い作成してください。

1　整理番号等

【県番号・都道府県名】

・　県番号については空欄とし、都道府県名の欄に、都道府県名を記入してください。

【整理番号】

・　県番号一年度毎に取りまとめた通し番号を半角で入力してください(番号は任意)。

【事業主体名】

・　事業主体が都道府県の場合は「都道府県」と記入し、市町村の場合は当該市町村を記入してください。(「都市機構」と記入してください。)

2 測定結果

【測定物質の濃度】

・　測定結果数値(2回以上測定した場合は測定濃度の平均値)を半角で記入してください。(桁数は測定結果数値の有効桁数による)

・　測定値が以下に示す厚生労働省の指針値以内であることを確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ホルムアルデヒド | 100μg/m3 | 25℃換算で0.08ppm |
| トルエン | 260μg/m3 | 25℃換算で0.07ppm |
| キシレン | 200μg/m3 | 25℃換算で0.05ppm |
| エチルベンゼン | 3,800μg/m3 | 25℃換算で0.88ppm |
| スチレン | 220μg/m3 | 25℃換算でO.05ppm |

3 住棟概要

【所在地】

・　測定した住宅の所在地名(地番は不要)を記入してください。

【団地名・棟名】

・　測定した住宅の団地名・住棟名を記入してください。(管理名称での記入)

【建て方】

・　以下より選択してください。(選択肢は１共同建てとなります。)

|  |
| --- |
| １共同建て　２長屋(連続)建て　３一戸建て　４その他(　　　　　　) |

【工法】

・　以下より選択してください。(選択肢は３、４、５、７となります。)

|  |
| --- |
| １木造(在来) 　２木造(２×４)　３鉄筋コンクリート造　４壁式鉄筋コンクリート造　　５プレキャストコンクリート造　６鉄骨造　７鉄骨鉄筋コンクリート造　８軽量鉄骨造９プレファブ工法(木質系)　10プレファブ工法(鉄骨系) 　11ブロック造　12その他(○○○○) |

【階数】

・当該住棟が何階建てかを半角で記入してください。

【戸数】

・当該住棟の戸数(当該住棟に何戸あるのか)を半角で記入してください。

【契約年月日】

・契約年月日を半角で記入してください。(例:H140610)

【内装工事完了年月日】

・内装工事完了年月日(内工期末)を半角で記入してください。

【竣工年月日】

・竣工年月日(外工期末)を半角で記入してください。

4 住戸概要

【号室】

・　測定した住戸の号室を半角で記入してください。なお、測定時点で未定の場合は、測定した住戸を特定できる表記としてください。

【部屋のある階}

・　測定した住戸の階数を記入してください。

【間取り】

・　間取り(住戸タイプ)を記入してください。

【床面積】

・　測定した住戸の住戸専用面積(㎡) を記入してください。(小数点第2位以下切捨て)

【全般換気設備】

・　連続的な運転が確保できる全般換気の設備(24時間換気システム等)について、以下より選択してください。

|  |
| --- |
| １なし　２第1種機械換気設備　３第2種機械換気設備　４第3種機械換気設備 |

【局所換気設備】

・　以下より選択してください。

|  |
| --- |
| １なし　２台所・トイレ・浴室　３台所・トイレ・浴室・居住室　４台所・トイレ５台所・浴室　６トイレ・浴室　７台所　８トイレ　９浴室　10その他(　　 ) |

5 測定室概要

【部屋の名称】

・　以下より選択してください。

|  |
| --- |
| １居間　２寝室　３食堂　４居間兼食堂　５台所兼食堂　６その他(　　) |

【部屋の広さ】

・　測定した居室の面積について、畳数に換算した数値を記入してください。(1帖:1.6㎡程度)

【関口部の向き】

・　以下より選択してください。

・　関口部が2ヶ所以上ある場合は、面積の大きい関口部の向きとし、同一面積の場合は南面に近い関口部の向きを選択してください。

|  |
| --- |
| １東　２南　３西　４北　５南西　６南東　７北西　８北東 |

【測定室の冷暖房設備】

・　以下より選択してください。

|  |
| --- |
| １なし　２エアコン　３床暖房　４セントラルヒーティング　５その他(　　 ) |

6 採取条件

【測定器具の名称】

・　選択肢を利用し、採取機器の名称を記入してください。

【製造者又は販売者】

・　選択肢を利用し、採取機器の製造者の名称、製造者が不明な場合には販売者の名称を記入してください。

【分析法】

・　以下より選択してください。

|  |
| --- |
| １低電位電解法　２高速液体クロマトグラフ法　３ガスクロマトグラフ法４DNPH誘導体化固相吸着―溶媒抽出法　５固相吸着―溶媒抽出法６DNPH誘導体化固相吸着―溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法７固相吸着―溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法８固相吸着―加熱脱着法　９その他(　　 ) |

【採取開始年月日】

・　採取開始年月日を半角で記入してください。(記載例:H140801)

【採取時刻】

・　採取時刻を半角で記入してください。(記載例:14:30～15:00)

・　採取が2日以上に渡る場合は、「採取時刻」欄に採取開始日における採取開始時刻、採取終了日における採取終了時刻を記入してください。

（24時間採取する場合の記載例:14:30～14:30）

【室温】

・　採取開始時刻から採取終了時刻までの聞の平均室温を半角で記入してください。

【相対湿度】

・　採取開始時刻から採取終了時刻までの聞の平均相対湿度を半角で記入してください。

【天候】

・　以下より選択してください。

|  |
| --- |
| １晴れ　２曇り　３雨　４雪　５その他(　　) |

【日照の状況】

・　居室内に他の建物による日影が明確にできる場合は「あり」、明確でない場合は「なし」を選択してください。

|  |
| --- |
| １あり　２なし |

【冷暖房設備の使用状況】

・　以下より選択してください。

|  |
| --- |
| １使用しない　２暖房使用　３冷房使用 |

以　上

別紙3

室内空気質測定機器の取扱い等について

パッシブ型採取機器の使用については、最新版の「パッシブ型採取機器（サンプラー）一覧表」によるものとし、詳細については「国土交通省 住宅局のホームページ」

（<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/hinkaku/hinkaku.htm>）

により確認すること。

測定方法、測定機器に関する問合せは、下記宛に行うこととし、測定機器販売事業者等への問合せは、厳に避けることとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 問合せ | 問い合わせ先 |
| ・ 濃度測定方法・ 濃度測定機器の選定方針・ その他濃度測定に関する技術的事項 | 公共住宅事業者等連絡協議会事務局（財団法人ベターリビング内）TEL 03-5211-0584FAX 03-5211-3169財団法人ベターリビング 住宅評価センター認定・評価部TEL 03-5211-0591FAX 03-5211-0627 |

以　上

化学物質の室内濃度測定結果等報告書

都道府県名/政令市名

令和○○年度○半期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 測定団地数 | 測定棟数 | 測定戸数 |
|  |  |  |
|  |  |  |

【様式】　　　　　　　　　　　化学物質の室内濃度測定結果等報告書（様式１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ○整理番号等・県番号・整理番号・都道府県名・事業主体名・種類 |   | ○住戸概要・号室・部屋のある階（階）・間取り・床面積（㎡）・全般換気設備・局所換気設備 |  |
| ○測定物質の濃度(ppm)a.ホルムアルデヒドb.アセトアルデヒドc.トルエンd.キシレンe.エチルベンゼンf.スチレン |  | ○測定室概要・部屋の名称・部屋の広さ（帖）・開口部の向き・測定室の冷暖房設備 |  |
| （１つでも指針値を上回ったら様式２を作成） |  |
| ○住棟概要・所在地・団地名，棟名・建て方・工法・階数（階）・戸数（戸）・着工年月日・内装工事完了年月日・竣工年月日 |  | ○採取条件・測定器具の名称・製造者又は販売者・分析法（a,b）・分析法（c,d,g,f）・採取開始年月日・採取時刻・室温(℃)・相対湿度(%)・天候・日照の状況・冷暖房設備の使用状況 |  |
|  |  |  |  |

【記載例】　　　　　　　　　　　化学物質の室内濃度測定結果等報告書（様式１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ○整理番号等・県番号・整理番号・都道府県名・事業主体名・種類 | 131-1東京都○○市公営住宅 | ○住戸概要・号室・部屋のある階（階）・間取り・床面積（㎡）・全般換気設備・局所換気設備 | 50553LDK70.0第１種機械換気設備台所・トイレ・浴室 |
| ○測定物質の濃度(ppm)a.ホルムアルデヒドb.アセトアルデヒドc.トルエンd.キシレンe.エチルベンゼンf.スチレン | 0.090.020.050.040.860.03 | ○測定室概要・部屋の名称・部屋の広さ（帖）・開口部の向き・測定室の冷暖房設備 | 居間兼食堂10南東なし |
| （１つでも指針値を上回ったら様式２を作成） |  |
| ○住棟概要・所在地・団地名，棟名・建て方・工法・階数（階）・戸数（戸）・着工年月日・内装工事完了年月日・竣工年月日 |  | ○採取条件・測定器具の名称・製造者又は販売者・分析法（a,b）・分析法（c,d,g,f）・採取開始年月日・採取時刻・室温(℃)・相対湿度(%)・天候・日照の状況・冷暖房設備の使用状況 | ○○○○○○○○DNHPH15062014:30～14:302060晴れなし使用しない |

|  |
| --- |
| 化学物質の室内濃度測定結果等報告書（様式２） |
| 整理番号 | 測定値が厚生労働省の指針値を上回った理由として考えられる要因（使用された建材名、施工方法、その他について詳細に記述。） | 測定値が厚生労働省の指針値を上回った場合にとった措置 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |